

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務行政
2. 個人所得税 (PIT)
3. 付加価値税 (VAT)
4. 特別消費税 (SCT)
5. 外国契約者税 (FCWT)
6. 貿易及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版の添付ニュースレターをご参照ください。



TAX PERFORMANCE

2020年上半年の徴税実績に関するホーチミン市税務局の報告によると、注目すべき点は以下のとおりです。

(i) 上半期の結果：

Covid-19 の影響により、税務調査や納税による徴税結果は好調ではありません。具体的には以下のとおりです。

- 徴税総額：103兆2,550億VNDであり、これは2020年度計画の39.62%に相当し、前年同期比9.33%減少しています。（近年比で最もマイナスの結果である）
- 税務調査：9,500社の対象企業で実施され、2020年の目標の39.61%に相当、これは前年同期比97%増加しました。徴税額が1.8兆VND増加し、前年同期比132.15%の増加、税務上の繰越欠損額が9.3兆VND以上削減しています。
- 納税による回収：2,855兆VNDを回収し、昨年同期比1.96%増加しています。
- 税還付：申請対象の1,125件に対して税還付額の7兆1,190億VNDを精算し、前年同期比8.37%の増加あります。

(ii) 下半期の計画：

- 徴税：国家予算の徴税目標を達成するため、高い目標を設定し（2016年～2020年の期間の計画の約98%）、同時にCovid-19の影響による被害対象を支援する税制を継続して実施します。

- 税務調査：違反兆候のない企業に対しては、2020年に定期的な監査を実施せず、税務リスクの高い企業に対する監査、移転価格、不動産、付加価値税（VAT）還付に注力し、税務リスクの分析にITを応用します。
- 税務政策：政令第41号、決議第42号、決議第94号/2020/QH14号、政令第68/2020/ND-CP号の実施に向けて注力します。

（ホーチミン市税務局による2020年上半年の税務実績と下半期の計画に関する予備会議）

NEW REGULATIONS

裾野産業の育成を促進するための対策に関する2020年08月06日付の決議第115号/NQ-CP号

政府は裾野産業をサポートするための資源を確保、かつ効果的に調達するよう目標を設定しています。それに伴い、政府が提案した税務政策は以下のとおりです。

- 税務手続の完備と簡素化
- VAT還付手続の仕組と還付までに係る期間を調整するために付加価値税法の改正
- 自動車に係る特別消費税制の改正
- 輸出加工企業の国内販売を支援する仕組と政策の構築に関する研究
- 移転価格や税金の不正を効果的に管理するよう関係省庁と連携の実施

Covid-19パンデミックの影響を受けた事業体を対象に土地賃借料の15%引き下げ

首相は2020年5月29日付の決議第84/NQ-CP号に基づき、2020年8月10日から発効されるCovid-19パンデミックの影響を受けた事業体を対象に2020年の地代の減額に関する決定第22/2020/QD-TTg号を公布しました。

それに伴い、政府決定または、管轄官庁との地代支払に関する契約により、国から直接土地を賃借しており、Covid-19パンデミックの影響により15日以上の生産及び事業を停止しなければならなかった企業、団体、世帯、個人は、2020年の地代を15%減額する対象とします。

また、この規定は土地借主が複数事業活動を行っているが、国から直接賃借している土地内における事業のみが停止になった場合にも適用されます。

Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税(PIT)



GUIDANCE RULINGS

労働契約とサービス契約を同時に締結した場合、2つの契約から生ずる所得総額は累進税率で個人所得税（PIT）が計算されます。

2020年7月14日、ハノイ税務局はPIT源泉徴収に関するオフィシャルレターNo.65283/CT-TTHTを発行しました。

それに伴い、会社が従業員との間で、法律に基づき、3ヶ月以上の労働契約とサービス契約を同時に締結した場合、会社は給与支払いを行う前に、前記の契約から生ずる総所得のほか、同課税期間に発生したその他の給与所得を含めて、累進税率でPITを源泉徴収しなければなりません。

ソーシャルネットワークから得た収入が年間1億VND以上の個人はVAT及びPITの課税対象となります。

ハノイ税務局は、2020年7月6日、電子商取引活動からの収入を得る個人を対象とした税制に関するオフィシャルレターNo. 66230 / CT-KK&KTTを公布しました。

これに伴い、ソフトウェア製品の提供、ソーシャルネットワーク上でのコンテンツ創出、アプリケーションの配布、コンテンツの共有等はサービス活動として扱われます。このような事業活動に参加し、年間の売上高が1億VNDを超える場合、当該個人は発生の都度、課税され、税金計算の基礎としては、課税対象となる売上高及びその売上高に対する税率（VAT : 5%、PIT : 2%）です。

Covid-19パンデミックによる、社会保険の支払遅延

2020年8月10日、ベトナム社会保険機関（VSS）は、退職基金及び遺族基金への掛金の支払の停止を継続する、オフィシャルレターNo.2533/BHXX-BTを公布しました。

これに伴い、Covid-19パンデミックによる困難に直面している事業主は、2020年5月4日付の社会福祉傷病兵労働省のオフィシャルレターNo.1511/LDTBXH-BHXHで規定されるガイドラインに基づいて掛金の支払停止条件（初回）を満たした場合、現行の規則及び退職基金、遺族基金への掛金の支払停止に関するガイド等の諸文書に基づき、最長2020年12月末まで支払停止することとします。

2020年の労働組合費の免除（従業員負担分）

2020年8月6日、ベトナム労働総連合は労働組合費の支払不要となる対象者の追加に関するオフィシャルレターNo.808/TLDを公布しました。

給与水準が基本給水準より低い労働組合員は労働組合費を免除することとします。

Covid-19の影響による労働組合費の支払免除期間は2020年1月23日（決定第No.447/QD-TTg号で宣言されたCovid-19パンデミックの発表日）から2020年12月31日までとします。

Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

付加価値税(VAT)



GUIDANCE RULINGS

外国企業または輸出加工企業（以下、「EPE」という）に提供され、 仲介及び紹介、顧客対応などにより手数料を獲得する商取引に関する 付加価値税（VAT）の税

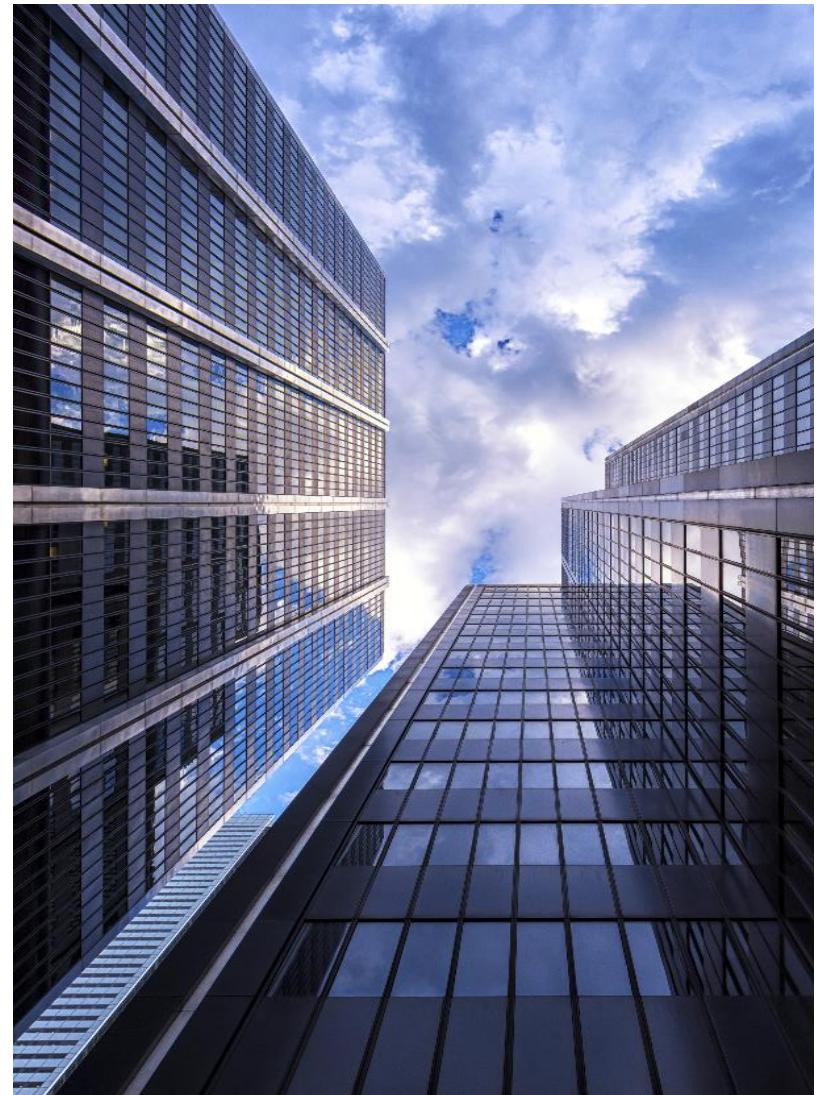
ベトナム税務当局は、外国企業や EPE に提供される仲介、紹介、顧客対応などにより手数料を獲得する商取引が、輸出サービス（したがって付加価値税率0%）に該当するか否かについて判断する基準について、当該活動の「対象」が (i) 外国企業及びEPE（したがって、輸出サービスに係る付加価値税率0%を課せられる）か (ii) ベトナム国内の顧客（付加価値税率10%を課せられる）という点が重要であるとの見解を示しました。

（ハノイ税務局の2020年8月10日付
ファイシャルレターNo.73953/CT-TTHT）

被合併会社の支店に対する付加価値税は還付されない

他社と合併に際し、被合併会社の支店の付加価値税額は、事業終了時の還付はできませんが、他社への合併に関する規定の下、合併会社に引き継がれ、納税義務の確定申告を行う必要があります。

（税務総局の2020年8月10日付の
ファイシャルレター3208号/TCT-KK）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

GUIDANCE RULINGS



特別消費税(SCT)



エアコンに課せられる特別消費税

90,000BTU以下の輸入エアコンであり、メーカーの設計上、輸送手段（自動車、列車、ワゴン、ボート、航空機を含む）に取り付けることのみを目的としたものは、特別消費税の対象外となります。

会社が上記のエアコンを他の用途に使用する場合は、当該エアコンには特別消費税が課せられます。

（税関総局の2020年7月24日付のオフィシャルレターNo.4903/TCHQ-TXNK）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



外国契約者税(FCWT)



GUIDANCE RULINGS

ヘッジ取引に課される外国契約者税 (FCWT)

外国企業がベトナム企業との間で、ベトナム企業の原材料価格の変動リスクを最小化するため、商品価格に対するヘッジ取引を行う契約を締結する場合、

- 当該ヘッジ取引が規定に基づいて派生金融サービスと定義される場合、取引ごとに外国企業がベトナム企業から得た所得（差額）は、VAT課税対象外であるが、2%のCIT率の対象となります。
- 当該ヘッジ取引が規定に基づいて派生金融サービスと定義されない場合、取引ごとに外国企業がベトナム企業から得た所得（差額）は、外国企業のその他の所得（その他の金融所得）として扱われ、VAT申告及び納付の対象とはならないが、2%のCIT率が課されます。

（税務総局の2020年5月18日付のオフィシャルレター2027号/TCT-CS）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



GUIDANCE RULINGS

政令第 57/2020/ND-CP 号で定めた(i)自動車の製造・組立のために輸入された自動車部品（第7a条に記載された税制優遇制度）および(ii)自動車裾野産業に属する製品（第7b条に記載された自動車裾野産業に向けた税制優遇制度）を対象とした輸入税優遇制度の適用

(i) 第7a条に記載された優遇税制：

- 車種の適用条件について：(a)電気/燃料電池/ハイブリッド/完全バイオ燃料/天然ガスを使用した自動車を製造・組立する企業は車種登録は不要です。(b)ガソリンや石油を燃料とする自動車を製造・組立する企業は、本制度への参加の際に1車種以上を登録することができます。
- 企業は、本税制優遇制度の参加当初の登録車種等への影響を与えることなく、車種や登録済車種数（規定に基づく）を追加することができます。
- 税関申告手続について：企業の本税制優遇制度の参加期間中に、第7a条6項に基づいた登録はされていないが、2020年1月1日以降の優遇適用期間に発行された品質検査票を有する自動車の製造・組立に使用される輸入部品は税率0%の対象となります。

(ii) 第7b条に記載された自動車裾野産業に向けた税制優遇制度：

- 企業の製造・加工施設の検査について：本税制優遇制度の登録申請を受け付ける税関支局は、申請企業の製造・加工施設、及び当施設での機械設備を現場で監査します。

(iii) E-customsシステムで、A43タイプの申告書に対する警告が発生した場合の、第7a条及び第7b条に基づき税制優遇制度で登録された輸入部品の申告の確認：

- イエローチャネルとレッドチャネルに分類された申告書の場合：規定に基づく書類チェックと商品の物理的な監査の他、さらに税関職員は、A43タイプに申告された輸入品と特定の税制優遇制度の適用要件を比較します。

グリーンチャネルに分類された申告書の場合：税関職員は、税関システム上の関連データベース及び企業が提出した税率0%への申請書類と比較するため、情報を保管します。

（税関総局の2020年7月24日付のオフィシャルレター第4929/TCHQ-TXNK号）

EVFTA（欧州連合・ベトナム自由貿易協定）下の原産地証明書（「C/O」）に関するガイダンス

商工省傘下の輸出入局は、C/O発行諸機関と事業協会に対しガイダンス文書を公布しました。詳細は以下のとおりです。

(i) 輸出業者は www.ecosys.gov.vn より以下の手続を行う必要があります。

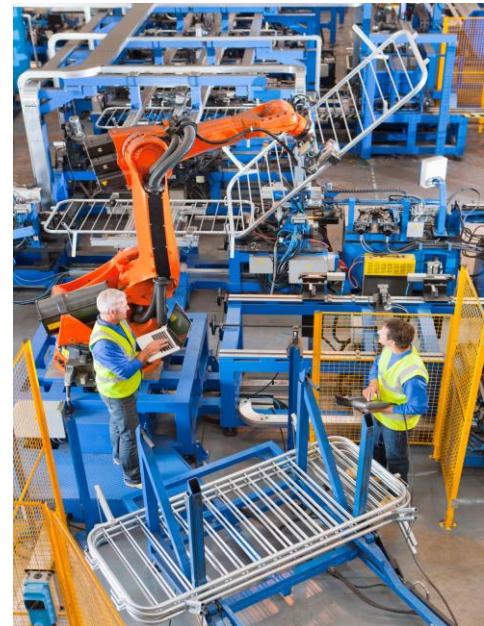
- 6,000ユーロを超える貨物の出荷に対するC/O（フォームEUR. 1）を申告します。
- 6,000ユーロを超えない貨物の出荷について、原産地自己証明書発効日から3営業日以内に当該証明書と出荷に関する関連書類をアップロードします。

(ii) 英国への輸出に関しては、輸出者は2020年12月31日までこのオフィシャルレターのガイダンスに基づいてC/O（フォームEUR. 1）の申告または原産地自己証明書の発行のいずれか行うことができます。

本オフィシャルレターには以下の内容も含まれます。

- 付録 I：ベトナムのC/O（フォームEUR.1）の申告への案内
- 付録 II：C/O（フォームEUR.1）のベトナムの発行担当機関や組織のリスト

（商工省傘下輸出入局の2020年7月30日付オフィシャルレター第0811/XNK-XXHHH号）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



GUIDANCE RULINGS

最小限の作業・工程は、当該輸出品がベトナムの原産地申告の条件が満たされないと決定する根拠となります。

ドンナイ省税関局のオフィシャルレター第No.1506/HQĐNa-GSQL号によると、企業が最小限の作業・工程だけを行う場合、政令第31/2018/ND-CP号の第9条に基づき、当該輸出品がベトナムを原産地として申告する条件が満たされていないと決定することで、十分な決定根拠となります。したがって、製品の原産地を決定するための検討の際に原産資格割合（LVC）または関税分類変更基準（CTC）の適用を検討する必要はありません。

（ドンナイ省税関局の2020年7月30日付オフィシャルレター1506/HQĐNa-GSQL号）

保健省の認証を有さない輸入医療用機器・器具は、10%の付加価値税の対象となります。

輸入医療用機器・器具であり、以下の諸規定に記載されないものは10%の付加価値税が課されます。

- 2015年2月27日付の通達第No.26/2015/TT-BTC号の第1条8項
- 2014年6月26日付の通達第Circular No.83/2014/TT-BTC号の第4条5項
- 2011年6月21日付の通達第Circular No.24/2011/TT-BYT号に付録する保健省の許可の下の輸入医療機器のリスト
- 保健省により発行され、5%の付加価値税率の適用への承認を示すあらゆる書面

（税関総局の2020年8月14日付のオフィシャルレター第No.5379/TCHQ-TXNK号）

インターネットを介して輸入されるソフトウェアの関税評価

- 財務省の2019年8月30日付通達第60/2019/TT-BTC号の第1条5項で修正・補足された2015年3月25日付通達第39/2015/TT-BTC号の第6条に基づき、輸入機械設備の価値を増加させた輸入制御・操作ソフトウェアをアップグレードまたは交換する目的で輸入されるソフトウェアは、当該機械設備の関税価値に加算されないものとします。
- 税関法第54/2014/QH13号の第1条及び第4条6項または2019年2月15日付財務省の通達09/2019/TT-BTCで修正・補足された2017年6月27日付財務省の通達第65/2017/TT-BTC号に付録するベトナムの輸出入貨物リストによると、アプリケーションソフトのアクティベーションコードに対するHSコードについての具体的な規定がなく、税関当局の管理対象外であり、インターネットでダウンロードする際に税関手続きを行う必要はありません。

（税関総局の2020年7月20日付オフィシャルレター第4816/TCHQ-TXNK号）



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngava@deloitte.com

Hanoi Office
15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

www.deloitte.com/vn

deloittevietnam@deloitte.com

Ho Chi Minh City Office
18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.